

令和3年度

国民健康保険保健事業実施計画
第二期データヘルス計画（H30～R5）

中間評価

檜葉町

目次

第1章 基本的事項

- I 檜葉町の現状について
- II 計画期間
- III 目的・目標
- IV 実施体制・関係者連携
- V 中間評価の趣旨
- VI 中間評価の目的と方法

第2章 第二期データヘルス計画の中間評価

- I 特定健診・特定保健指導・その他保健事業の評価について
- II 医療費の推移について

第3章 令和3年度における保健事業の実施状況と課題

- I 保健事業の実施状況と今後に向けた課題

第1章 基本的事項

I 檜葉町の現状について

平成23年3月11日の東日本大震災及び原子力事故の影響は甚大で、全町避難の事態となりましたが、平成27年9月5日の避難指示解除後、約6年が経過しました。現在、住民基本台帳上の住民6,656人のうち町内には6割程度の4,162の方が居住しています（令和4年2月末現在）。震災から約11年が経過し、町内の復興はハード面はほぼ整い、ソフト事業の充実・強化の時期に移行しています。震災以降に急速に進んだ町内の高齢化率の状況から、健康づくりの面においても施策の充実が求められています。

II 計画期間

本計画の計画期間については、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）において、「都道府県健康増進計画や市町村健康増進計画との整合性を図ること。」とされています。医療費適正化計画が6年ごとであること、また、特定健康診査等実施計画との整合性を図るため、計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間としています（表1-1）。

計画策定時においては、中間年度である令和2年度に進捗状況管理のための中間評価を行うこととしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、本年度（令和3年度）に中間評価を延期し、令和5年度の目標値達成へ向けて課題の改善策を検討します。

（表1-1）計画期間

データヘルス計画	特定健康診査等実施計画
第二期（平成30～令和5年）	第三期（平成30～令和5年）
第一期（平成28～29年）	第二期（平成25～29年）
	第一期（平成20～24年）

III 目的・目標

本計画における目的・目標を次のとおり設定しています。

（1）目的

計画策定時に実施した当町の特性や健康課題の分析の結果から、「虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の死亡を減らし、健康格差を縮小すること」としています。

（2）中長期的目標

- 虚血性心疾患、脳血管疾患及び糖尿病性腎症等の重症化予防対象者数の減少
- 糖尿病に由来する新規透析患者数の増加抑制

(3) 短期的目標

- 糖尿病有病所見者の減少
- 高血圧有所見者の減少
- 脂質異常有所見者の減少
- メタボ該当者・予備群の該当者の減少（禁煙対策含む）
- 特定健診受診率の向上、特定保健指導実施率の向上

IV 実施体制・関係者連携

国民健康保険担当（住民福祉課国保年金係）が主体となって本計画を策定しましたが、後期高齢者医療担当（住民福祉課国保年金係）、保健衛生担当（住民福祉課保健衛生係）、介護保険担当（住民福祉課介護保険係）、生活保護担当（住民福祉課社会福祉係）と連携したうえで計画を策定し、施策の実施にあたって一体となって協力して進めることとしています。

また、各種データは、健診結果やレセプトの電子データ、福島県国保連合会のKDBシステムの分析データを活用しています。

V 中間評価の趣旨

本計画では、優先的に解決すべき健康課題を把握し、その課題整理に基づく被保険者の健康保持増進に向けて必要な個別保健事業の実施を行ってきました。

中間評価においては、平成30年度から令和2年度までに実施した事業の評価と令和4年度から令和5年度へ向けて課題等の整理をし、見直しを行います。

VI 中間評価の目的と方法

中間評価は統計資料等を参考に事業の進捗状況を把握し、計画策定時の値と比較して目標の達成状況を確認します。

第2章 第二期データヘルス計画の中間評価

I 特定健診・特定保健指導・その他保健事業の評価について

第二期計画においては、当町の健康課題について分析し、第2章「第1期計画に係る評価及び考察と第2期計画における健康課題の明確化」において、計画の目的と目標について決めました（本中間評価の第1章基本的事項のⅢを参照）。そして、それを実現するための施策として各種事業を実施することとし、第4章「保健事業の内容」において、「具体的な数値目標・実施方法（下記参照）」を掲げました。ここでは、中間評価の対象として下記3項目について検討します。

（1）具体的な数値目標・実施方法

	実施方法（事業）	指標	平成28年度 （計画策定時）	令和5年度 （目標値）
①	特定健康診査事業	特定健診受診率	39.9%	65%
②	特定保健指導事業	特定保健指導実施率	32.5%	60%
③	重症化予防事業	新規透析患者数	1名	0名

※計画上、他に④「特定健診未受診者対策」、⑤「生活習慣病の広報事業」、⑥「健康づくり事業」がある。中間評価においては、④は事業の内容上、「1 特定健康診査事業」に含まれていると捉え、評価の対象としない。また、⑤・⑥の両事業は、事業目標が具体的な数値目標とはなっていないので、同様に評価の対象としない。

（2）中間評価

①特定健康診査事業

	H28	H30	R1	R2
特定健診受診率	39.9%	45.6%	45.8%	47.1%

徐々にではありますが、受診率は増加しております。引き続き受診率の向上に努めていきます。

②特定保健指導事業

	H28	H30	R1	R2
特定保健指導実施率	32.5%	10.5%	28.0%	35.6%

令和5年度の目標達成に向けては現時点では実施率が低い状態にあります。感染症対策等への恐れから利用を断ってしまう被保険者が一定程度いることも事実なので、そのような方々への保健指導実施に向けた検討が必要です。

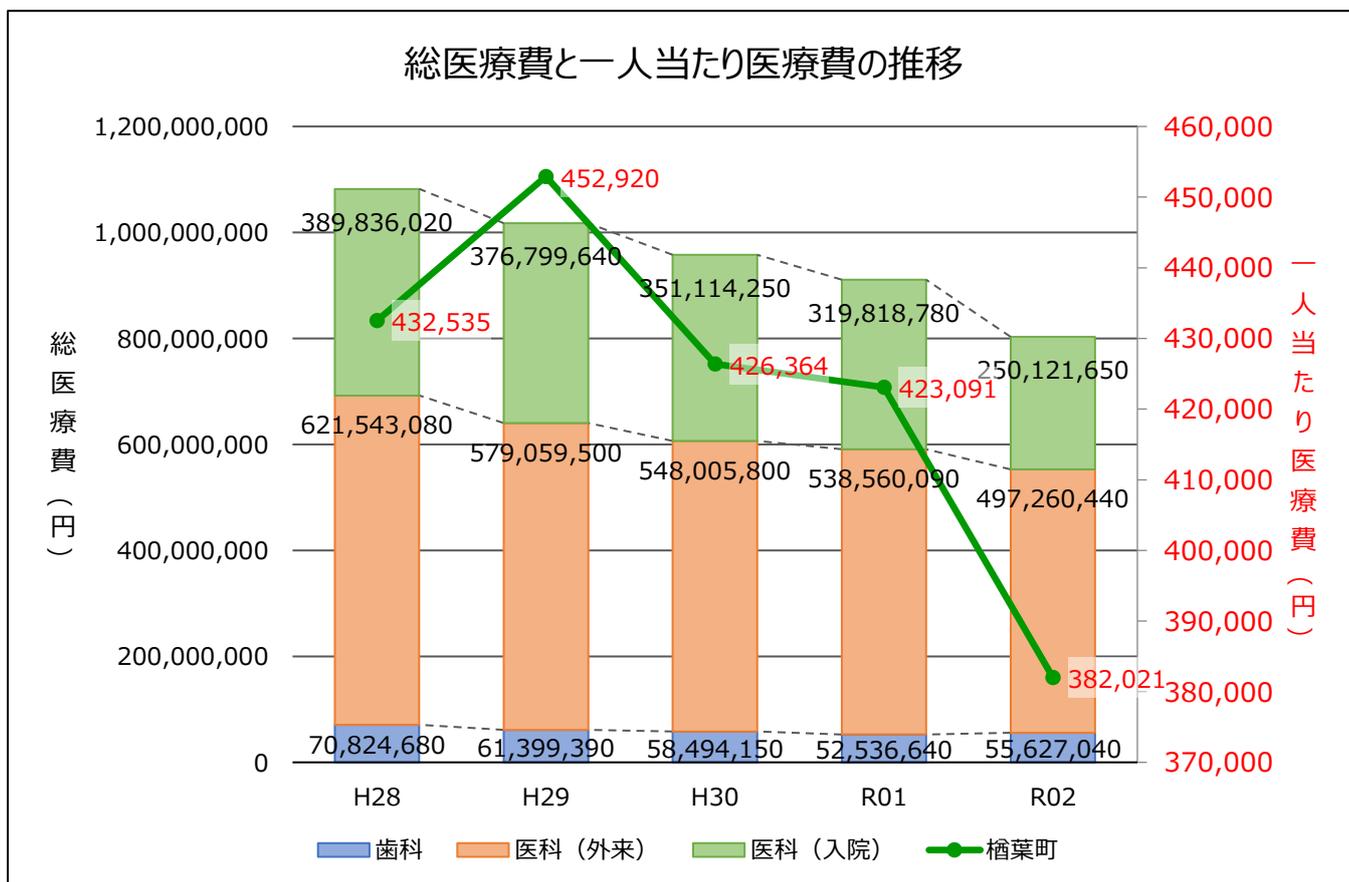
③重症化予防事業

	H28	H30	R1	R2
新規透析患者数	1名	2名	2名	0名

特定健診の受診率向上に伴い、重症化する前に治療につながり、適切な医療を受けることで透析に至らない状況が作られ始めていると思われます。引き続き重症化予防に向けた取り組みを継続します。

II 医療費の推移について

第二期計画においては、当町の健康課題について分析し、第2章「第1期計画に係る評価及び考察と第2期計画における健康課題の明確化」において、医療費適正化について検討しました。ここでは、計画策定時と現在の医療費について比較します。



平成28年度と29年度を比較すると、総医療費は減少していますが、一人当たり医療費は増加しています。これは、被保険者数の減少に伴い、一人当たり医療費が増加したためです。その後、総医療費、一人当たり医療費ともに概ね減少傾向となっており、今後とも医療費の削減に向けて努めていきます。

第3章 令和3年度における保健事業の実施状況と課題

I 保健事業の実施状況と今後に向けた課題

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、本来であれば中間年である令和2年度に実施すべきであった中間評価は令和3年度に実施することになりました。特定健康診査事業については、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、コロナ禍以前とは違った形式での開催となっています（午前と午後の部の開催。個別に時間を指定等）。形式を変更したせいか、健診受診者は増加することとなりました。一方で、コロナ禍以前は特定健診において開催していたお口の健診（歯科健診）は開催を見送り、特定保健指導についても新型コロナの影響を大きく受けています。

今後は、目標達成に向けて、さらに関係機関との連携強化を図ってまいります。



令和3年度国民健康保険保健事業実施計画
第二期データヘルス計画（H30～R5）中間評価
作成日：令和4年3月31日
担 当：檜葉町住民福祉課